

| No. | コメント | 指摘場所 | 資料提出時期 |
|-----|--|---|-------------|
| 1 | 小呂島近海断層帯と既許可の警固断層帯とは一部の区間で北西～南東方向に重複しているため、敷地への影響の観点から、小呂島近海断層帯と警固断層帯との連動についての取扱いを検討する必要がある。 | 第1197回 原子力発電所の新規制 基準適合性に係る審査 会合 (2023年10月13日) | 2024年1月中を予定 |
| 2 | 第1五島堆断層帯の中部区間については、断層の有無及び連続性を評価するためにはデータを十分に整理する必要がある。 | | |
| 3 | 既許可における基準津波の策定では、宇久島北西沖断層群とその北方にある対馬南西沖断層群との連動を考慮しているため、敷地への影響の観点から、第1五島堆断層帯と対馬南西沖断層群との連動についての取扱いを検討する必要がある。 | | |